

目指そう連続有給休暇の法制化

立教大学
観光学部教授

石井 昭夫



★和魂洋才のツケ

週間文春10月10日号に浅田次郎氏が「和魂の恢復」という文章を書いている。「和魂洋才の理想」が忘れ去られ、名実ともに黄色い肌の西洋人になろうとしたところから20世紀の日本の悲劇が始まったというのが氏の主張である。アメリカの呪縛からの解放が論点ではあるが、常々「和魂洋才」の行き詰まりこそ今日の日本の窮状を招いたと考えている小生にとって、今さら和魂洋才を持ち出されるのは気に入らない。

和魂洋才とは、言ってみれば形式と内容、建て前と本音を使い分けようとの思想である。例えば契約という西洋の取り決めの形式は取り入れるが、契約の内包する精神は捨てて、形だけ繕うという方式である。ヨーロッパにいた時、年度末の調達物の納入が4月にずれ込んだため、日本式に、会計年度の関係で領収書の日付を3月末にしてもらいたいと思ったら、「自分に犯罪を犯せというのか」と血相を変えられてびっくりしたし、ガソリンスタンドで中身の分からぬ紙切れレシートでなく正規の領収書を発行してくれと頼んだら、レ

ジの女性から自分には領収書を発行する権限がないからと断られた経験もある。小さなことだが、これらは取引の証拠書類なのであって、おろそかにはできないのが彼らの文化なのである。

ところが日本では、領収書の日付を変えたり、宛先・日付を空欄のまま発行するなど日常茶飯事。他人の領収書を集めて自分の経費として水増し経費を計上するのは平気だし、空出張や疑似飲食で形式を整えて予算を別目的に流用してしまうということも起こる。防衛庁の調達の水増し要求が大悪事のように叩かれているが、建前と本音を使い分け、書面にしたものと実際とは違うというのが暗黙の社会的了解なのだから、悪いことをしたという意識がなくて当たり前である。

入札の形式だけつくろった談合、形だけ作って実質的には機能させない役所の審議会や会社の監査役、粉飾決算、エトセトラ。形式や書類が整っているかどうかは厳しくチェックするが、中身は関係者だけが知っていればよいというのが日本式ルールである。だから、急に情報公開と言われて、建前として残されている情報を出せば、実

際の内容との食い違いが説明できない。したがって公開できるわけがない。

西欧礼賛がしたいわけではない。実際、あちらで暮らしてみれば、契約にサインするまではもみ手せんばかりに愛想がよいが、サインが済んだら手のひらを返された経験が何度もある。口約束は約束にあらず。性悪説に基づく証拠作りの日常は日本人にはくたびれるばかりで、やはり日本人には日本が住みやすい。しかし、西欧起源の制度やルールを日本に持ち込み、権力を持つ側が、和魂洋才などといって建前と本音をダブル・スタンダードで使い分けるやり方は、今や完全に破綻したといっている。

★ 3 連休の次は連続休暇を

さて、祝日を月曜日にして3連休を増やす「ハッピーマンデー」が本決まりのようである。どのような計算か知らないが、これによる経済効果は実施初年度の2000年に8100億円、その後年平均5200億円が期待されるという。休日が増えることは大いに結構だが、こういう法案が出ること自体、勤労者の有給休暇の権利が有名無実であることの裏返しのがして素直に喜べない。

「みんなで渡れば怖くない」といういじましさが見え隠れするだけでなく、一種のガス抜きとなり、ますます連続有給休暇の社会的認知が遅れてしまう結果にならないかと心配だからである。

予想される効果については、年に2回ほど3連休が増えても、今の日本の観光産業が直面する問題に対して質的改善のきっかけになることはあるまい。むしろ、3連休週末の増加は、お盆と年末年始とゴールデンウィークの過度集中のミニチュアを生み出すようなも

ので、前後のウィークデーの谷間が深くなるだけかもしれない。

これに対し、もし日本の勤労者が、欧州先進国並に年に最低2週間の連続有給休暇を享受するようになれば、日本の観光産業の在り方は一変するだろう。

日本人の観光需要の在り方を決定づけているのが連続休暇の不在で、労働人口の中核をなす30~50台の子持ち家族というバカンスの本隊を観光から締め出し、時間に余裕あるOLや学生などのヤング層がバカンスの主演としててはやされる。欧米で主流のバカンスの本隊は日本ではまだ動いていない、いや動けないのである。

これから新たに有給休暇の制度を導入しようというのではない。労働基準法の建前上、すでに管理職を含む1年以上の勤続労働者は20日以上の有給休暇を権利として保証されている。問題は、ここでも形だけ整えて、実質的に有給休暇をとれないように仕組まれていることである。

1936年フランスを先頭に欧州諸国が有給休暇を法制化したとき、最初の2週間の有給休暇を分割禁止にして一括取得を義務付けた意義は大きい。どの国でも使用者が進んで社員に多くの有給休暇をとらせるはずはなく、したがって労働者と使用者の契約に任せておいては有名無実になることが明らかであるとして分割禁止規定を置いたのである。国際基準であるILOの有給休暇条約(第132号条約)も、もちろん2週間の分割禁止(これを超える部分は分割可)を定めている。

では、なぜ日本にこの規定がないのか。人間が人間を使用して労働させるという近代産業社会にあって、使われる側の人権と人間らしい生活を守るためにILOは設立された。先進国や一部の発展

途上国の政府が、使用者代表の主張を押さえて、国民の肉体的、精神的健康を維持するための最低基準の労働時間や有給休暇をグローバル・スタンダードとして規定しようとする試みを、日本政府と日本の使用者側代表は終始一貫反対し、足をひっぱり、結局労働時間に関わる条約はひとつも批准しないまま、今日に至っているのである。

連続休暇は観光産業の、ひいては日本経済の起死回生策である

欧州でも最初に連続2週間の有給休暇を保証したときは、国民に哲学的ショックを与えたと記述されている。労働者たちは彼らを收容する施設もろくにない中を、自転車にテントを積んで海や山や田舎に大挙して出かけ、1970年代に入る頃には、主要国の国民の60%以上が毎年4泊5日以上のお休み旅行をするようになり、成熟段階に達していた。

わが日本でも、時間があれば何をしたいかと問えば、「旅行」が常に1位に来る。では実態はどうか。

日本観光協会の第17回「観光の実態と志向」をみると、過去1年間に宿泊観光をした人は56.5%となっているが、そのうち1泊だけが実に62.5%、95%までが3泊以内で、欧米休暇旅行基準ではわずか5%しか宿泊観光をしていない。さらに、旅行に有給休暇を利用していない人が75.5%を占めており、日本の有給休暇規定が有名無実で、ウィークエンドや休日だけの観光旅行に押さえ込まれている実態が見える。

「万人にバカンスを！」をスローガンとしたソーシャル・ツーリズム運動は、国民福祉の観点だけでなく、観光産業の育成であり、生産性向上運動であり、雇用促進運動でもあったことを想起すべきである。